

福岡県介護職チームケア実践力向上推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡県介護職チームケア実践力向上推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、福岡県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）上の介護事業を行う事業所（以下「事業所」という。）が、介護職員をサポートし比較的簡単な単純作業の部分を担当する人材（以下「介護助手」という。）等多様な人材の参入を促し、機能分化による介護の提供体制や、多様な働き方・柔軟な勤務形態の導入及び地域の事業者間・多職種連携による介護業務効率化等について実施する取組を支援し、その成果の横展開を図ることを目的とする。

(交付対象)

第3条 この補助金は、次の各号に規定する者（以下各号に規定する者を合わせて「事業者」という。）を交付対象とする。

- (1) 県が設置する「介護職チームケア実践力向上推進事業モデル施設選定委員会」においてモデル施設として選定された事業所を運営する者（以下「一号事業者」という。）
- (2) 福岡市（以下「二号事業者」という。）

(交付の事業内容)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、事業者が行う次の事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 一号事業者の場合、次のイ～ニに掲げる事業

イ 地域の特性を踏まえ介護助手や季節限定労働者等多様な人材を呼び込み、OJT研修等により育成する事業

ロ 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」（平成31年3月厚生労働省老健局）を踏まえ、県が実施する「介護職チームケア実践力向上推進事業」における外部コンサルタントの助言を得ながら以下の視点により実施する事業

- (イ) リーダー的介護職員等の人材育成（マネジメント、認知症の症状や終末期の看取りへの対応、地域包括ケアを見据えた多職種連携等）やキャリアパスの明

確化（介護助手、介護職員の定着促進、キャリアアップ等）

（ロ）利用者の重度化予防、自立支援（状態変化への気づき、コミュニケーション等）

（ハ）介護職のキャリア、専門性に応じたサービス提供体制のもとでの、多様な人材によるチームケアの実践（清掃・配膳・見守り等の周辺業務と専門性の高い業務との切り分け等業務分担の整理、能力に応じた業務への適切な配置等専門性の高い人材が能力を最大限に発揮できる仕組みの構築、利用者の自立支援・満足度等サービスの質向上への取組、多職種連携の深化、その他必要な環境の整備）

ハ 一連の実践を踏まえた効果の検証、さらなる改善点の検討に係る事業

ニ その他本事業の目的を達成するため、県において必要と認められる事業

（２）二号事業者の場合、当該事業者所管の事業所による前号に掲げる事業の実施を支援する事業。

２ 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、次の各号のとおりとする。

（１）一号事業者の場合、前条第１号のモデル施設として選定された日からその日の属する年度の３月３１日まで

（２）二号事業者の場合、交付決定のあった日の属する年度の４月１日から３月３１日まで

（交付額の算定方法）

第５条 この補助金の交付額は、次の各号により算出された額とする。

（１）一号事業者の場合

1 対象経費	2 補助率	3 補助限度額	4 補助金の額
補助事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、食糧費） 会議費、役員費（雑役員費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、助成金	10分の10	3,500千円	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたもの（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。ただし、補助限度額を上限とする。

(2) 二号事業者の場合

1 対象経費	2 補助率	3 補助限度額	4 補助金の額
補助事業の実施に必要な次に掲げる経費 1 報償費、2 旅費、3 需用費、 4 役務費、5 委託料、6 使用料及び賃借料、7 負担金補助及び交付金	4分の3	3,567千円	対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じたもの(1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)を交付額とする。ただし、補助限度額を上限とする。

2 前項第1号の対象経費を算定するに当たっては、補助事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、補助事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、適正な補助金執行の観点から補助対象外となることから、次の各号を踏まえて適切に算定すること。

なお、二号事業者が、当該事業者所管の事業所に対して補助を行う場合にあっては、当該所管事業所に対して次の各号に十分留意させるものとする。

- (1) 補助事業のうち、介護助手等に要する人件費については、適正に執行する必要があることから、補助事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と補助事業との従事状況(勤務時間数等)を区分すること。また、その従事状況を踏まえて適切に按分すること。
- (2) 補助事業以外の用途(他の補助事業や自主事業等)にも使用する共通的な経費は、補助事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。

(交付の除外要件)

第6条 交付の申請をしようとする事業者が一号事業者であって、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
 - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
 - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
 - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体

- オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定については、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上（事業者が二号事業者の場合は50万円以上）の財産については、規則第20条の規定により知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 補助金と補助事業に係る証拠書類の管理については、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。但し、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上（事業者が二号事業者の場合は50万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は規則第20条の規定により、知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業を行うために請負契約を締結する場合には、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (7) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (8) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

第8条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、一号事業者にあつては様式1イにより、二号事業者にあつては様式1ロにより別に指示する期日までに知事に申請しな

なければならない。

(交付決定の通知)

第9条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、
適当と認めるときは、速やかに交付決定を行い、一号事業者にあつては様式2イ
により、二号事業者にあつては様式2ロにより事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第10条 知事は、事業者が第6条に規定する団体であることが判明した場合（事業
者が一号事業者である場合に限る）又は第7条に規定する条件に違反した場合、
不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部
又は一部を取り消すものとする。

(事業変更の承認)

第11条 事業者は、補助事業の内容の変更（事業に要する経費の減額の場合を除く。）を
しようとするときは、あらかじめ、一号事業者にあつては様式3イにより、二号事業者
にあつては様式3ロにより知事に申請し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合は、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件
を付することができる。

(事業の中止又は廃止)

第12条 事業者は、補助事業の中止、又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、一
号事業者にあつては様式4イにより、二号事業者にあつては様式4ロにより知事に申請し、
その承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第13条 事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、一号事業者にあつては様式5
イにより、二号事業者にあつては様式5ロにより知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認
めるときは補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第14条 事業者は、補助事業が完了したとき、その日から起算して1月を経過した日（補
助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を
経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、一号事業者にあつては様
式6イにより、二号事業者にあつては様式6ロにより知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、当該実績報告書に基づいて、第 5 条により算定した額と交付額のいずれか少ない方の額により、補助金の額を確定するものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第 16 条 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合を含む。）は、一号事業者にあつては様式 7 イにより、二号事業者にあつては様式 7 ロにより速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(その他)

第 17 条 特別の事情により第 8 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条に定める手続によることができない場合には、あらかじめ、知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和 2 年 6 月 10 日から施行し、令和 2 年度から令和 7 年度までの補助金に適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 2 年 12 月 28 日から施行し、令和 2 年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 3 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 3 年 8 月 19 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この交付要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この交付要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。